

## 船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年11月12日 05時03分ごろ
発生場所	大分県佐伯市大島の <sup>だん</sup> 壇 <sup>はな</sup> ノ鼻 大島二等三角点から真方位098° 790m付近 （概位 北緯32° 57.6′ 東経132° 04.8′）
事故の概要	瀬渡船みや丸は、航行中、岩場に乗り揚げた。 みや丸は、船長及び釣り客7人が負傷し、右舷船底部外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年11月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 みや丸、9.1トン OT2-2840（漁船登録番号）、個人所有 13.29m (Lr) × 3.27m × 1.04m、FRP ディーゼル機関、427.00kW、平成13年7月31日 第294-22258号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年9月10日 免許証交付日 平成29年11月21日 （令和5年9月9日まで有効） 釣り客A 男性 67歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）、軽傷 7人（船長及び釣り客6人）
損傷	右舷船底部外板に破口を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約2.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約50cm（大島（佐伯湾）） 日出時刻：06時39分ごろ 月出時刻：10時34分ごろ 月齢：4.3
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客A及び釣り客7人を乗せ、平成30年11月12日04時55分ごろ佐伯市 <sup>かじよせ</sup> 梶寄漁港を出航し、

	<p>壇ノ鼻南側に位置するだんごと呼称される岩場の南方沖に向け、約12ノットの対水速力で北北東進した。</p> <p>船長、釣り客A及び釣り客7人は、船長が操舵室の右舷側にある操縦席に腰を掛け、釣り客1人が船長の左舷側で立ち、釣り客A及び釣り客4人が操舵室の後ろにある客室で両舷側にある長椅子にそれぞれ腰を掛け、釣り客2人が後部の客室にいた。</p> <p>船長は、0.25海里（M）のレーダーレンジで船首方にだんごを認め、前日に瀬渡しした釣り人がいるか確認しようとだんご南方約70～80m沖に接近したところでサーチライトを点灯した。</p> <p>船長は、だんごに釣り人を確認できなかったものの、釣り人が壇ノ鼻南東側にいたらサーチライトの光を眩しいと感じると思ってサーチライトを消し、最初の釣り客を渡す壇ノ鼻東側の瀬渡し場所に向かう目的で反転した。</p> <p>船長は、壇ノ鼻南東側の海岸線から百数十mの距離を隔てて沖合を航行しようと思い、左舵を取って航行し、サーチライトを点灯した直後、05時03分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>釣り客Aは、上半身を操舵室の方に向けて、左舷側の長椅子に座っていたところ、衝撃を受けて顔面を船首側壁にぶつけた。</p> <p>船長の左舷側に立っていた釣り客は、衝撃を受けて操舵室の床に倒れている船長に声掛けしたが、意識を失っているように見えた。</p> <p>船長は、操舵室の床に倒れているところを起こされ、周囲を見てだんごに乗り揚げたことを知り、クラッチレバーを後進として離礁した後、船体の損傷状況を確認し、自力航行が可能な状況であったので、梶寄漁港に帰航した。</p> <p>船長は、梶寄漁港に着いたところ、釣り客が痛みを訴えたので、119番通報した。</p> <p>船長、釣り客A及び釣り客6人は、救急車で病院に搬送され、釣り客Aが別の病院に転送されて頸椎の骨折等と診断され、船長及び釣り客6人が頭、首、腰及び足等に打撲を負った。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 右舷船底部外板の損傷状況、写真3 事故発生場所（空中写真） 参照）</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0～1.5mであった。</p> <p>船長は、夜間、壇ノ鼻沖を航行するとき、ふだんはサーチライトを照射して陸岸及び瀬渡し場所を確認していた。</p> <p>船長は、だんごの南方沖で反転してから、レーダーを見ていなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、真っ暗であったが、だんご南方沖から壇ノ鼻東側の瀬渡し場所までの距離が近く、海上が凧いでいて、波の影響がなかったので、壇ノ鼻沖をいつも行う操船の感覚で操船できると思った。</p>

	<p>船長は、だんご南方沖で反転し、瀬渡し場所に向かおうとしたことは覚えているが、乗り揚げたときの頭部への衝撃で乗り揚げるまでの詳しい操船状況を思い出せなかった。</p> <p>船長は、約40年間瀬渡しを行っており、周年昼夜を問わず、本事故の発生場所付近の航行経験が豊富であった。</p> <p>本船は、乗船者全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、壇ノ鼻南方沖で同鼻東側の瀬渡し場所に向かう目的で航行中、船長が、サーチライト及びレーダーを活用しなくても壇ノ鼻沖をいつもと同じ感覚で操船できると思い、目視で航行を続けたことから、壇ノ鼻南側に向かっていることに気付かず、だんごに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、約40年間の瀬渡し経験があること、昼夜問わず壇ノ鼻沖を航行することに慣れていたこと、目的の場所まで近い距離であったこと及び凪いでいて波の影響がなかったことから、壇ノ鼻沖をいつもと同じ感覚で操船できると考えたものと考えられる。</p> <p>船長は、釣り人が壇ノ鼻南東側にいたらサーチライトの光を眩しいと感じると思ったことから、サーチライトを使用していなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、壇ノ鼻南方沖で同鼻東側の瀬渡し場所に向かう目的で航行中、船長が、サーチライト及びレーダーを活用しなくても壇ノ鼻沖をいつもと同じ感覚で操船できると思い、目視で航行を続けたため、壇ノ鼻南側に向かっていることに気付かず、だんごに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣れた瀬渡し場所付近を航行する場合であっても、レーダーを活用する、又は釣り人に遠慮することなく、サーチライトで船首方を照射するなどして、船位を適切に確認すること。</li> <li>・船長は、事故発生後、負傷者の有無を確認し、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

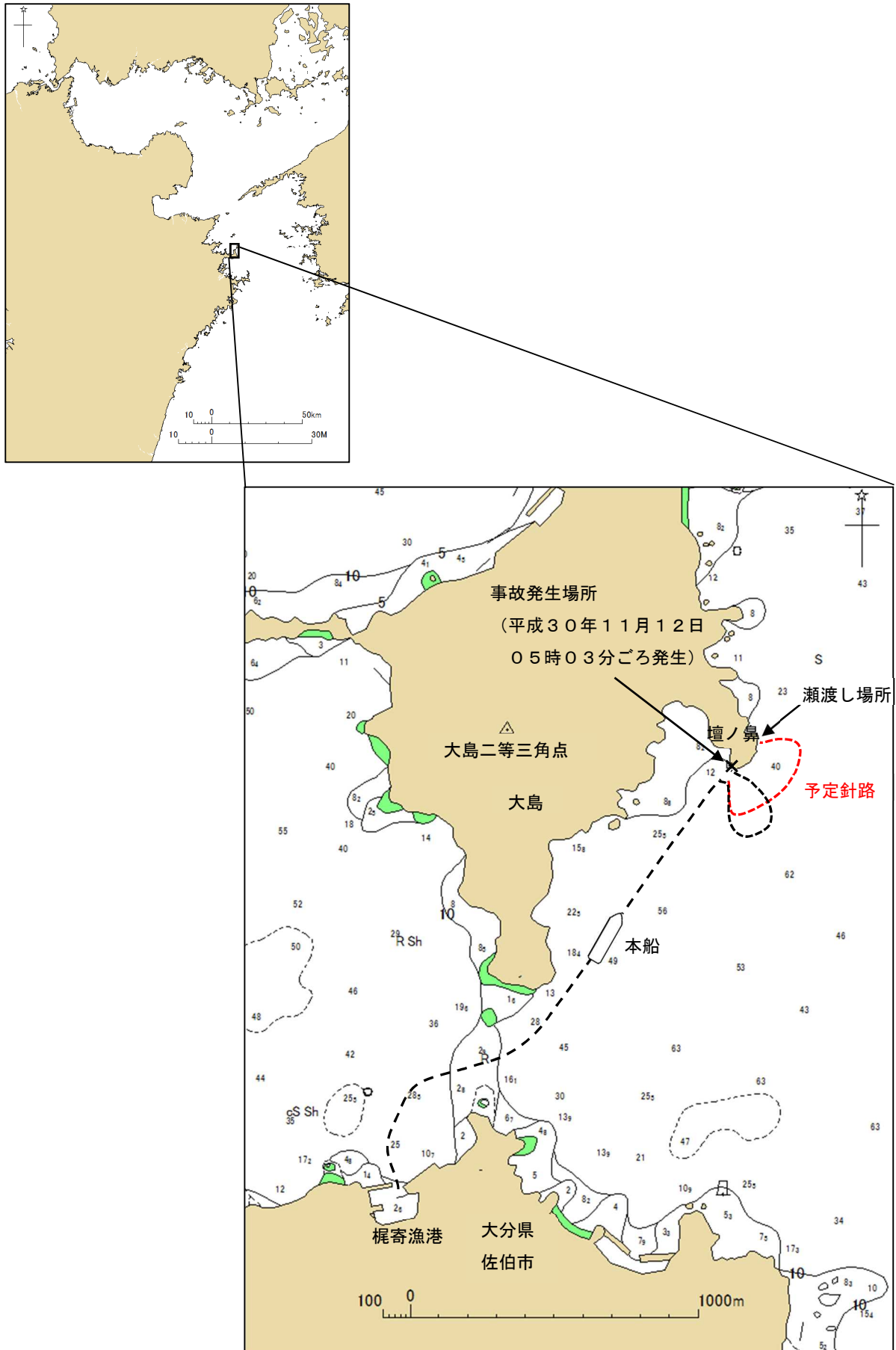


写真1 本船



写真2 右舷船底部外板の損傷状況

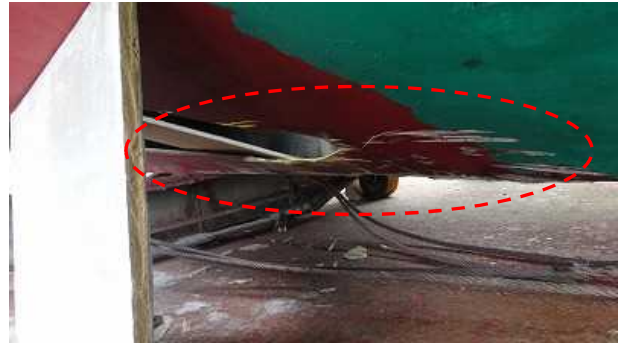


写真3 事故発生場所（空中写真）



国土地理院 電子国土 Web 空中写真